



島根県報

平成29年9月15日（金）

号外 第 105 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第508号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成29年 9 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	布部安来線	安来市広瀬町宇波1851番2地先から同1292番7地先まで	前	A	メートル 5.00～ 46.50	メートル 120.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	9.20～ 26.00	70.50	
			後	B	9.20～ 35.00	70.50	
〃	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見1851番地先から同216番地先まで	前	A	6.50～ 39.00	1,464.20	県央県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
				A	6.50～ 39.00	1,464.20	
			後	B	7.00～ 44.00	1,496.70	